

200901035A

厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

東アジアの家族人口学的変動と家族政策に関する
国際比較研究

（H21－政策－一般－007）

平成21年度 総括研究報告書

研究代表者 鈴木 透

平成 22(2010)年 3 月

目 次

I 総括研究報告

総括研究報告書（要旨）	3
東アジア先進国の家族人口学的変動	鈴木 透 …… 11
セロマジプラン補完版の低出産対策	鈴木 透 …… 31
韓国社会の多文化家族と支援政策 ——健康家庭支援センター・多文化家族支援センターを中心に——	山地久美子 …… 41

II 分担研究報告

分担研究報告書（要旨）	67
台湾における家族変動の現状と政策	伊藤正一 …… 81
東アジア・欧米諸国における同棲とその関連要因 ——少子化対策への含意——	小島 宏 …… 99
シンガポールにおける少子化要因の分析—少子化対策への含意	菅 桂太 …… 137

III 資料

韓国低出産・高齢社会基本計画（補完版） 低出産対策部分	169
台湾人口政策白書（裁定版） 少子化部分・高齢化部分	231

IV 研究成果の刊行に関する一覧表 …… 319

V 研究成果の刊行物・別刷 …… 323

序論：ポスト近代化と東アジアの極低出生力	鈴木 透 …… 325
韓国の極低出生力とセロマジプラン	鈴木 透 …… 329
台湾における少子化のマクロ分析	伊藤正一 …… 339
東アジアにおける同棲とその関連要因——学歴との関連を中心に——	小島 宏 …… 349
東アジアにおける就業と家族形成意識・行動 ——JGSS、TSCS、WMFES、EASSの比較分析——	小島 宏 …… 366
離家とパートナーシップ形成タイミングの日米比較	菅 桂太 …… 380
Population Policy in Eastern Asian Low Fertility Countries	Toru Suzuki …… 389

研究者名簿

研究代表者

鈴木 透 (国立社会保障・人口問題研究所企画部第4室長)

研究分担者 (五十音順)

伊藤正一 (関西学院大学経済学部教授)

小島 宏 (早稲田大学社会科学総合学術院教授)

菅 桂太 (国立社会保障・人口問題研究所)

研究協力者

山地久美子 (関西学院大学災害復興制度研究所准教授)

I 総括研究報告

厚生労働科学研究費（政策科学推進研究事業）
総括研究報告書

東アジアの家族人口学的変動と家族政策に関する国際比較研究

研究代表者 鈴木 透 国立社会保障・人口問題研究所企画部第四室長

研究要旨：韓国・台湾・シンガポールの東アジア先進国で突出して進行する出生力低下とそれを取り巻く家族人口学的変動を比較分析し、社会経済的システムの変化と家族システムとの相互作用に対して考察する。特に韓国・台湾が世界で最低水準の出生率を示すに至った要因を分析する。またそれぞれの国で展開されてきた出生促進策を比較検討し、日本が参考とすべき点を探る。

研究分担者：

伊藤正一（関西学院大学経済学部教授）
小島 宏（早稲田大学社会科学総合学術院教授）
菅 桂太（国立社会保障・人口問題研究所）

研究協力者：

山地久美子（関西学院大学災害復興制度研究所
准教授）

族政策を論じる上できわめて重要な意味を持つ。婚外出生やひとり親世帯や外国人の少なさが極端に低い出生力と結びついているとすれば、あくまで望ましくない変化を防ぐか、ある程度許容して出生力回復を導くかの議論も必要になり得る。1990年代に極端に低い出生率を経験した南欧諸国は、婚外出生と移民の急増によって出生率が回復しつつある。このため、東アジアが世界で最も低い出生率を示す地域になる可能性がある。本研究は平成18～20年の「男女労働者の働き方が東アジアの低出生力に与えた影響に関する国際比較研究」（H18-政策一般-005）を継承し、低出生力・少子化対策から家族変動・家族政策全般へと分析対象を拡大するものである。東アジアの家族変動、特に出生率とそれ以外の側面の不均衡は、今後の家族人口学的変動と家族政策の展開を考える上で非常に重要な意味を持つ。

A. 研究目的

欧米先進国における出生力低下は、様々な家族人口学的変動を伴うものだった。まず避妊法の普及とともに性交と結婚の連鎖が切れ、さらには結婚と出生の連鎖までが断たれて同棲と婚外出生が普遍化した。これに晩婚化・未婚化と離婚率の上昇が加わり、結婚制度の持つ意味が希薄化した。世帯規模は縮小を続け、単独世帯が増加した。またひとり親世帯、未婚母世帯、同棲世帯、国際結婚世帯等の多様な形態の世帯が出現した。東アジアの家族人口学的変動は、先行者とは異なる様相を示している。出生力低下は突出して進行し、晩婚化・未婚化と離婚率の上昇が観察される一方、同棲と婚外出生の増加は非常に緩慢である。世帯規模の縮小と世帯構造の多様化も進行しているが、北西欧や北米とはまだかなりの差がある。また離家を含む成人移行の遅れは南欧に類似するが、国際結婚や外国人労働者の増加は南欧と比べてもまだ低い水準にとどまっている。突出して進行する出生力低下とそれ以外の家族変動の緩慢さは、家

B. 研究方法

本研究では、東アジアの低出生力国の家族人口学的変動と家族政策の展開を、文献・理論研究および専門家インタビュー、マクロおよびマイクロデータの分析、将来予測の各段階を踏んで分析を進める。そのような分析を通じて、東アジアにおける家族人口学的変動の特徴を明らかにし、それがどのような家族政策を発現させ、そうした政策が過去にどの程度の効果を及ぼし、また将来及ぼし得るかを明らかにする。特に急激な出生力低下は、東アジア各国において様々な政策パッケージの出現をもたらした。韓国は

2006年に低出産・高齢化社会対策であるゼロマジプランで、台湾は2008年の人口政策白書で、明示的に出生促進政策に転じた。シンガポールは既に1980年代、日本は1990年代から出生促進策を採って来たが、2000年代に入っても様々な政策の更新や追加を重ねている。これらは出生促進策を核としながらも、家族人口学的変動に伴うニーズの多様化への対応を含んだ総合的な家族政策パッケージとみなし得る。そうした政策パッケージの内容や力点の差異が何によって生じ、そうした差異が政策全般の有効性にどう影響し得るかを分析する。それらを通じてわが国の家族人口学的変動の長期的予測をおこない、またわが国の家族政策が展開すべき方向に関する示唆点を明らかにする。

(倫理面への配慮)

データ分析の際、調査対象者の人権とプライバシーの保護には細心の注意を払った。

C. 研究結果

C-1. 東アジア先進国の家族人口学的変動

近代化開始以降現在に至る長期的な家族人口学的変動を理解するため、日本・中国・朝鮮の近代化直前の家族パターンを比較した。分析を通じて儒教的価値が深く浸透した中央集権的な農業官僚制社会だった中国・朝鮮と、分権的な封建社会だった日本の対照が明らかになった。日本と比較した儒教的家族パターンの特徴として、「孝」価値の重視、厳格な男女隔離、同姓不婚と異姓不養を伴う厳格な父系制等があげられる。男子均分相続と合同世帯を特徴とする中国に対し、朝鮮は長男優待相続と直系家族を志向する点で日本に近いが、全体としては中国・朝鮮の儒教的父系制と日本の封建的直系制・内婚志向がきわだった対照をなす。

東アジアの家族人口学的変動の中で出生力低下は突出して進行しており、2000年以降は世界で最も低い出生力水準を示すようになった。1990年代に出生力低下の先頭走者だった南欧・東欧諸国の合計出生率は、1.2前後を底に回復に転じた。日本も2005年の1.26を底に回復しており、南欧・東欧の状況に近いと言える。一方で韓国・台湾は1.1を下回る水準を記録し、いまだに底が見えていない。

2005年時点で韓国・台湾の晩婚化・未婚化は、日本と変わらない水準まで進んでいる。また韓国・台湾の粗離婚率は1990年代末に日本を追い越し、2005年時点でも日本より高い水準にある。シンガポールは他三国より早婚で、粗離婚率は日本と同程度である。婚外出生割合は四ヶ国とも5%未満で、南欧に現れた「遅れて来た第二人口転換」はまだ生じていない。

女子労働力率の年齢パターンを見ると、日韓は明確なM字型を示す。台湾とシンガポールは、南欧によく見られる単調減少型である。いずれも北西欧に見られる高原型とは異なり、仕事と育児の両立可能性の低さを示す。

小家族化と単独世帯の増加が最も進んでいるのは日本で、他の東アジアでは出生や結婚のような急激な世帯変動は見られない。またそうした変化にかかわらず伝統的世帯形成パターンは維持されていると考えられ、論者によっては伝統的世帯構造の復権を予想する者もある。移動を前提に組織化されている中国・朝鮮の伝統的相続集団を考慮すると、伝統的家族パターンが復権するとしたら日本より儒教圏が早いかも知れない。

国際結婚は韓国・台湾が日本より先行している。国際結婚カップルの出生力は内国人カップルより低いとされ、国際結婚の増加は出生力回復には寄与しないだろう。しかし日本との差が開放性の違いを意味するとしたら、韓国・台湾は人口減少局面における優秀な外国人労働者の獲得競争で日本に打ち克ち、経済的競争力で上回るかも知れない。

C-2. セロマジプラン補完版の低出産対策

韓国政府の低出産高齢化対策である「ゼロマジプラン2010」は、盧武鉉政権によって2006年に採択された。2008年に出帆した李明博政権は、同年12月に堂プランを修正・拡張した「ゼロマジプラン2010補完版」を発表した。2006年のオリジナル版からの変更点を中心に、補完版の低出産対策を概観した。

補完版では結婚支援策が新たに加わり、結婚情報の提供と相談のためのポータルサイトの運営、大学生等を対象とした結婚準備プログラムの運営、兵役・予備役者に対する教育の強化、

既婚兵士への優遇措置が提案されている。子育ての経済的支援では放課後学校の活性化に重点が置かれ、旧版で提案された国民年金クレジット制は2008年から実施されている。補完版では児童手当への言及が消え、所得制限付きで保育サービスを利用しない0~1歳児への現金給付がスタートした。ここから出発して順次普遍的な児童手当プログラムに拡張して行く考えのようである。また未婚母・未婚父への支援拡大策が新たに加わった。

保育サービスでは「子守サービスの拡大」「町ぐるみ育児ネットワークの構築」の二事業が追加された。韓国の出生性比は最近正常値に戻ったが、補完版では第3子以上出生児の性比は依然として異常に高いことが指摘され、中絶予防のための啓蒙事業と社会的ネットワーク強化が提起されている。出産休暇・育児休業・短時間労働制度は順次拡大される途上にある。家族親和的企業の認証制度や主婦の職場復帰プログラムは、2008年から実施されている。現在公務員のみ家族介護休暇制度を、民間に普及させる計画もある。

旧版では、学校教育において結婚・家族の価値を強調し、出産・育児の幸福を認識するよう教育すると明記されていたが、これらの文言は削除された。旧版に見られた韓国政府の保守主義的・家族主義的傾向は、台湾政府のフェミニズムとの間に著しい対照を成していた。これは韓国の低いGEMスコアや主婦の地位の高さ(瀬地山 1996; 2006)と相まって、韓国社会の保守性を表すように思われた。しかし台湾の方が韓国より脱伝統化が進んでいるとも言い難い。台湾の出生性比は依然として異常に高く、意識調査でも韓国より強い家族主義的傾向を示す。台湾には先鋭的フェミニズムの影響で変化が非常に進んだ部分と、東アジアでも特に保守的な部分が併存しており、分裂的な様相を示している。

補完版では当初より26%増の40.3兆ウォンを計上したが、増加分はもっぱら高齢化分野に対するもので、低出産分野の予算はほとんど変わっていない。急速な高齢化への対処に追われ、低出産対策までは予算が回らない状況である。

韓国では出生促進策が採択されてから日が浅いが、政策効果の評価に性急で、2005年の1.08を底とする合計出生率の回復が政策効果による

ものか否かの議論が2007年に既に出ていた。しかし出生促進策の効果は長期的に捉えるべきで、近年のフランスの出生力回復も1930年代以降粘り強く続けて来た努力が実を結んだと見られることもできる。従って有効性の評価には、1世代や2世代では短すぎるかも知れない。

C-3. 東アジアの家族主義政策

2000年代中盤から韓国では「結婚移民者」と「多文化家族」が注目され、家族政策も変化した。李明博政権の未来企画委員会第1回少子化対応戦略会議の柱のひとつに「韓国人増加策」があり、二重国籍者への対応、優秀な外国人の受入れ、多文化家庭への言語発達支援等が含まれる。外国人妻はかつては中国朝鮮族が中心だったが、現在は漢族や東南アジア人が増えた。結婚移民の88.4%が妻で、53%が首都圏に居住している。

実態調査では、夫婦間の意思疎通困難に伴う家庭内暴力の存在が指摘されている。外国人妻を娶る男性は低所得で、自営業者が多く、医療保険がない場合も多い。韓国夫婦に比べ父母との同居率が低く、育児負担を抱えている。

韓国では2005年以降健康家庭支援センターと多文化家族支援センターを増設し、様々な支援プログラムを提供している。多文化家族支援センターのサービスとしては、結婚移民予定者への情報提供、結婚紹介家庭での管理、結婚移民者の社会適応への支援(通訳、家庭訪問、言語発達支援等)が含まれる。

家族を社会の基盤とし、血統主義が重要な文化であるとし、父系血統が重視される韓国社会において、外国人を家族として受け入れるには時間が必要と考えられる。多文化家族支援は言語政策と国籍取得が一体化しており、福祉面が弱く、人権や市民権保障についても課題がある。結婚移民が少子化問題の解法という解釈には疑問が残る。結婚移民者の韓国生活が母国より貧しいケースが報告されている。放置すればアジア人女性は韓国を避けるかも知れない。

C-4. 台湾における家族変動の現状と政策

台湾の合計出生率は2008年に1.05で、世界最低水準である。将来人口推計では2027年が

人口のピークとしていたが、2008年には人口減少が観察された。自然増加率はわずかにプラスだったため、減少は出国超過による一時的なものだが、予想より20年も早く人口減少が起きるほど出生力が低下したのは衝撃的である。

晩婚化・未婚化と離婚の増加は顕著で、結婚への意識も大きく変化している。「結婚を望まない」という回答が30%近くあり、女子の方が結婚忌避が強い。結婚していない理由として、「理想の相手に出会っていない」「経済的理由」が1,2位を占め、期待水準の高さがうかがえる。

女子の労働力参加が進むとともに男子の失業率が女子を上回るようになり、経済のソフト化・サービス化に伴う労働需要の変化がうかがえる。世帯規模の縮小と国際結婚の増加が続いている。

2008年5月に出た『人口政策白書』は少子化、高齢化、移民の3部分から成る。本報告書では少子化・高齢化部分を日本語訳し、資料として掲載した。少子化対策は次の7部門から成る。

- (1) 健全な家庭の育児システム
- (2) 育児家庭への経済的措置の提供
- (3) 家庭に優しい職場環境づくり
- (4) 産休および無給育児休暇措置の改善
- (5) 健全な出産保健システム
- (6) 健全な児童保護システム
- (7) 結婚の機会の改善と児童が公共財産であるとの価値観の提唱

(1)は総論と保育サービス支援に関わる部分で、まず出産・児童福祉対策の基礎となる「児童教育および子育て法」の立法を推進することが謳われている。保育サービスに関しては、保母認証・支援制度の改善、保母の労働条件の向上に加え、都市における相互扶助的な育児システムの構築や、放課後プログラムの充実等が提案されている。

(2)は金銭的支援に関わる部分で児童手当の導入を検討すべきとしている。2010年以降には、3子以上の家庭の住宅ローンについて補助金を支給するとしている。

(3)はワーク・ライフ・バランスに関わる部分で、事業所内育児サービスの推進、フレックスタイム制度の拡充、家族親和的企業の表彰、両

性平等の推進といったプランが提唱されている。

(4)は休暇制度に関わる部分だが、台湾の出産休暇(有給)は8週間、日本(98日)、韓国(90日)、シンガポール(84日)より短い。育児休暇は子供が3歳になるまでで、無給である。出産一時金として、賃金の一ヶ月分が支給される。今後は育児休暇取得の奨励、休暇中の特別手当の支給、出産一時金の増額が検討されている。

(5)は母子保健及び生殖保健に関わる部分で、保健サービスの充実、不妊の予防・治療の推進、青少年への教育強化、胎児の性鑑別禁止、中絶希望女性への情報提供といった計画が含まれている。

(6)は児童虐待の防止に関わる部分で、出生促進とは直接的に関連しない。

(7)は結婚・家族の価値涵養に関わる部分で、第一に公教育におけるジェンダー間平等の推進が提唱される。これは伝統的性役割の残存が低出産の原因であり、その克服なしに出生力の回復はないという、きわめてフェミニズム的な論理に基づくものである。また兵役に関し既婚・有子男子への優遇措置も論じられる。日本の地方自治体が行っている子育てパスポート事業に該当する事業も提案されている。さらに子供が公共財であるとの価値観を普及させるとともに、高学歴化と晩婚化の因果関係を断ち切ろうとする試みが見られる。具体的には大学卒業年数の短縮、既婚学生への支援等である。

C-5. 東アジア・欧米諸国における同棲とその関連要因

東アジアでは異常な出生性比が男子の結婚難を生じているが、女子が平等主義的な関係を保ちながら潜在的な結婚相手を確保する「同棲戦略」を採るなら、男子の結婚難は同棲を増やす作用を持つだろう。実際に日本では同棲の増加が見られるが、現同棲割合は未婚者の2~3%程度に過ぎず、欧米に比べれば格段に低い水準にとどまる。多くの国で女子の同棲割合・経験率が低い傾向があり、これは過少申告によるものと思われる。特に韓国はこの傾向が強く、同棲へのスティグマが強いように見える。

同棲の規定要因では、日韓で年齢及び学歴の同棲抑圧効果が有意に見られた。シンガポール

では、5%水準で有意でないが、高学歴は同棲を促進する効果があるようである。婚前同棲の出生力に対する効果も一貫しないが、日本とシンガポールでは出生促進効果が見られた。

イタリアや東アジアのように若者支援に不熱心な国だと、ライフコース選択が家族と市場の状況に左右されることになる。同棲が結婚・出産を促進する可能性はあるので、同棲への支援が必要だろう。Nazio(2008)は同棲の結婚・出産促進効果は経済的安定、出生インセンティブ、男女のワーク・ライフ・バランスによると述べ、公共政策の重要性を示唆した。

C-6. シンガポールにおける少子化要因の分析

シンガポールにおける出生政策の発展は、次の四期に分割できる。

- (1) 出生抑制政策期(1949~83年)
- (2) 優生政策期(1983~87年)
- (3) 出生抑制政策の段階的撤廃と限定的な出生促進政策の展開(1987~2004年)
- (4) 包括的出生促進政策(2004年~)

(1)は政府が強力な家族計画プログラムを推進した時期である。

(2)は1983年のリー・クアンユー首相の「高学歴女子の低出生力は人口資質の低下を招く」という演説を契機とし、高学歴の就業する母親への所得税減税を含む差別的出生促進策が導入された。

(3)は1987年にゴー・チョクトン首相が出生抑制政策の撤廃を宣言して以後の展開で、「Have Three or More If You Can Afford It」というスローガンによって出生促進策への転換が明確にされた。2000年以後には所得税減税・還付の強化、子ども手当の導入、保育施設の整備、ベビーボーナス創設、有給の育児休業導入等の出生促進策が進められた。

(4)は2004年にリー・シェンロン首相が明らかにした新しい出生促進パッケージで、有給の産前産後休暇の強化、ベビーボーナス制度の強化、保育施設を利用する際の子ども手当の強化、所得税減税と還付の強化、法定育児休業制度の整備、祖父母が孫を養育する際の減税、外国人メイド税の減税、ワーク・ライフ・バランス基

金の設立等を含む。

中国系には寅年(1974,1986,1998)は出産に良くない年、辰年(1976,1988,2000)は出産に良い年と認識され、辰年スパイクは中国系だけに見られる。1987年政策の効果はインド系・マレー系の合計出生率も上昇させたが、いずれも1年スパイクではなく2~4年上昇が続いた。10年ほどで1980年代半ばの水準まで戻ってしまったが、2000年には辰年とミレニアム効果が重なったベビーブームが中国系に見られた。1980年代以降の合計出生率は一貫してマレー系>インド系>中国系の順序だが、1990年代以降はマレー系が圧倒的に高く、2004年ごろまで置換水準以上を維持した。中国系の超低出生力への低下は2003年頃までで止まり、全体の合計出生率も低下を停止した。

Bongaarts&FeeneyのATFRをTFRと比較すると、2004年以降は差が拡大しており、晩産化が加速していることがわかる。つまり2004年以降のTFR安定はカンタム上昇によるものである。

TFRの変化をテンポ累積とカンタム累積に分解した。前者はカンタム変化がなかった場合の仮想TFR、後者はテンポ変化がなかった場合の仮想TFRである。テンポ累積は2004年頃まで置換水準で推移し、TFR低下がもたらしたカンタム変化によることを表す。テンポ累積はTFRより高く、晩産化の速度が鈍化していることを示唆する。カンタム累積はTFRより低く、晩産化によらないTFR低下が大きいことを示す。2004年以降はテンポ累積が低下し、カンタム累積が上昇した。つまり晩産化が加速し、晩産化以外の低下が鈍化したことを示唆する。

D. 考察

日本の合計出生率は南欧と似た推移を示し、1.2を下回ることなく回復に転じた。一方韓国・台湾はすでに1.1を下回る合計出生率を記録しており、いまだに底が見えて来ない。これは儒教家族の子孫である韓国・台湾の家族パターンと、封建家族の子孫であるヨーロッパや日本との差異に帰することができる。北西欧は最も典型的な封建家族の子孫であり、女性の地位が古来から高く、親子紐帯が相対的に弱く、家長的・権威主義的特徴が弱かった。南欧・東欧や日本

も封建家族の子孫ではあるが、北西欧よりは家父長的・権威主義的要素が強い家族パターンを持つ。中国・朝鮮・台湾・ベトナム等は儒教家族の子孫で、北西欧パターンからの距離はさらに大きく、南欧・東欧や日本と比べても家父長的・権威主義的特性がさらに強いと考えられる。

低出生力は高度に発展したポスト近代的な社会経済システムと、変化が緩慢な家族システムの葛藤の結果と見られる。経済の成熟に伴う低成長と若年労働市場の悪化、人的資本投資の重要性の増大、女性の労働力参加と伝統的性役割の衰退といったポスト近代的変化に最も耐性が強いのが北西欧型家族パターンであり、それとの差異が大きいほど葛藤は大きく出生力は大きく低下する。この仮説が正しければ、中国やベトナムが現在の韓国・台湾の社会経済的発展段階に達した時点で合計出生率は 1.1 未満まで低下し、イスラム圏がその段階まで達すれば出生力低下はさらに激烈なものになるかも知れない。

E. 結論

2006 年以後の合計出生率は台湾の方が韓国を下回っており、2008 年には韓国の 1.19 に対し台湾は 1.05 だった。2009 年の台湾の合計出生率は 1.0 との新聞報道もあり、さらに差が広がった可能性がある。今後とも台湾が韓国を引き離して出生率を低下させるようであれば、その原因を早急に見つけ出す必要がある。

シンガポールは 1980 年代にいち早く出生促進策に転じたのに対し、韓国・台湾が紆余曲折の末に出生促進策を採用したのは 2006 年以後のことである。これは韓国・台湾で人口過剰感と人口増加への恐怖が強かったのに対し、開発独裁政権下のシンガポールは人口資質にからめた出生促進策を強引に進めることができたためである。結果的に韓国・台湾は世界最低水準の出生率を示す一方、シンガポールはアジアの大都市としては比較的高い水準を維持している。このことは出生促進策に即効性はなく、数十年の積み重ねが重要であり、性急な判断は避けるべきことを示している。

シンガポールの出生促進策は最近まで優生学的偏向を含んでおり、韓国は保守主義、台湾はフェミニズム的家族価値を前面に出し、政府が望ましいライフスタイルを決定する姿勢を明瞭

に示している。こうした理念的側面を含めて政策をまるごと模倣するのは問題外だが、個々の項目には日本が参考にして良いものも見られる。シンガポールのベビーボーナス制度、韓国の国民年金クレジット制、産前産後休暇、育児休業制度と短時間労働制度等がそれである。これらのうちいずれかが効果的であることが明らかになれば、日本としても真剣に導入を検討すべきだろう。

F. 健康管理情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

鈴木 透「序論：ポスト近代化と東アジアの極低出生力」『人口問題研究』第 65 巻第 4 号, pp. 1~7, 2009 年 12 月

鈴木 透「韓国の極低出生力とセロマジプラン」『人口問題研究』第 65 巻第 4 号, pp. 8~28, 2009 年 12 月

Toru Suzuki, "Trends in Household Formation in Japan: Analysis of the National Survey on Household Changes," in Sato Ryuzaburo (ed.) *A Report on Recent Changes in Transition to Adulthood in Japan: Demography, Socioeconomic Implications and Policies*, 国立社会保障・人口問題研究所「少子化の要因としての成人期移行の変化に関する人口学的研究」第 2 報告書, 2010 年 3 月 (印刷中)

伊藤正一「台湾における少子化のマクロ分析」『人口問題研究』第 65 巻第 4 号, pp. 29~47, 2009 年 12 月

小島 宏「東アジアにおける就業と家族形成意識・行動—JGSS, TSCS, WMFES, EASS の比較分析」『早稲田社会科学総合研究』第 10 巻第 1 号, pp. 47-73.

小島 宏「東アジアにおける同棲とその関連要因—学歴との関連を中心に」『人口問題研究』第 66 巻第 1 号, 2010 年 3 月 (印刷中)

Ito, Shoichi "The Social Safety Net in China," in Ichimura, Shinichi, Tsuneaki Sato, and

William James (eds.) Transition from Socialist to Market Economics, Chapter 7, Palgrave Macmillan, 2009.

菅 桂太「離家とパートナーシップ形成タイミングの日米比較」『人口問題研究』第65巻第3号、pp. 40~57, 2009年9月

本地域部会、早稲田大学、2010.3.14

菅 桂太「離家とパートナーシップ形成タイミング—日米比較」日本人口学会第1回東日本部会、2009年9月

菅 桂太「シンガポールにおける少子化要因の分析—少子化対策への含意」日本人口学会東日本地域部会、早稲田大学、2010.3.14

2. 学会発表

鈴木 透「若者の就業と家族形成に何が起きているのか? —親子関係の視点から」日本人口学会第61回大会シンポジウム、関西大学、2009.6.13

Toru Suzuki, "Policy Measures to Cope with Low Fertility in Tokyo," Low Fertility Issues in Metropolitan Cities: The Current Facts & Policy Reactions, Seoul, Korea, September 3&4, 2009

Toru Suzuki, "Population Policy in Eastern Asian Low Fertility Countries," XXVI IUSSP International Population Conference, Marrakech, Morocco, October 2, 2009

鈴木 透「東アジアの超少子化—その人口学的接近」日本人口学会東日本地域部会、早稲田大学、2010.3.14

Kojima, Hiroshi "Citizenship Implications of Pronatalistic Family Policies in Japan," International Conference, "Contested Citizenship in East Asia," Seoul, May 28-29, 2009

小島 宏「宗教別人口推計方法の比較」日本人口学会第61回大会、関西大学千里山キャンパス、2009.6.13

小島 宏「東アジアにおける就業と家族形成—ミクロデータの比較分析—」日本家族社会学会第19回大会、奈良女子大学、2009.9.13

小島 宏「同棲の規定要因」第82回日本社会学会大会、立教大学池袋キャンパス、2009.10.11

小島 宏「アジアの少子化と人口政策」福祉社会学会第26回研究例会、名古屋大学、2009.11.7

小島 宏「東アジア・欧米諸国における同棲とその関連要因—少子化対策への含意」日本人口学会東日

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 取得特許
なし

2. 実用新案登録
なし

3. その他
なし

東アジア先進国の家族人口学的変動

鈴木 透

(国立社会保障・人口問題研究所)

東アジア先進国の家族人口学的変動

鈴木 透

(国立社会保障・人口問題研究所)

本稿は日本・韓国・台湾・シンガポールの家族人口学的変動を扱う。最も関心を引くのは合計出生率で 1.5 を下回る水準に至った極端な出生力低下であり、特に韓国と台湾は大部分のヨーロッパ諸国より低い出生力水準を示している。こうした出生力低下の背後には、晩婚化・未婚化や離婚率の上昇、既婚女子の労働力参加とそれに伴う家事・育児との両立困難、若年層の離家と経済的自立の遅れ、新居制の普及と核家族化・小家族化といった家族人口学的変動が近接要因として作用している。また欧米先進国で生じた同棲と婚外出生の増加が東アジアではどのように推移しているか、国際結婚や海外移民の増加が出生力にどのような影響を与えるか等、多様な家族人口学的変動に注目する必要がある。

家族人口学的変動は近代化・産業化とともに進行して来た長期的過程だが、これを正しくとらえるためには近代化直前の家族パターンがどのようなものだったかを知る必要がある。本稿が対象とする四カ国のうち、日本は日本民族、韓国は朝鮮民族がほとんどを占めるかなり等質的な国家である。台湾は福建人と広東系客家を主力とする本省人が 85%、北方系を主力とする外省人が十数パーセントを占め、非中国系である原住民は 1.5%程度に過ぎない。シンガポールも中国系が 75%と多数派を占め、これにマレー系の 14%、インド系の 9%が続く。したがって台湾もシンガポールも漢人家族が多数を占める中国系社会とみなせる。このため長期的な家族人口学的変動の出発点として最小限知っておくべきなのは、近代化直前の日本・朝鮮・中国の家族パターンということになる。

1. 東アジアにおける儒教的価値

東アジア家族を論じる際に欠かせないのは、儒教の影響である。中国では儒教は仏教や道教と習合しつつ、孝の強調や先祖崇拜を通じて漢人家族パターンの形成に大きな役割を果たした。李氏朝鮮は朱子学の礼を民衆に強要したため、近代化直前の朝鮮は中国以上に儒教的な家族パターンが優勢になっていた。日本でも徳川幕府が朱子学を奨励したため、武士道と武家家族パターンに朱子学的価値が導入されたが、忠を孝より上位に置く等、かなり変形された形での受容だった。

儒教的価値が中国人・朝鮮人・日本人に共通する統合的文化であるのは確かだが、家族パターンを含む近代化直前の社会体制では、日本の特異性が際立っている。中央集権的だった中国・朝鮮に比べ、日本は大名間の競争の余地を残しながら徳川幕府が秩序を維持する、集団指向的ながらも競争指向的な独特の文化を形成していた。中国では古代周王朝の頃に封建制があり、朝鮮にもその可能性があるが、少なくとも近代化直前の 19 世紀の政

治体制は中央集権的な農業官僚制(Cummings 2005, p. 72)だった。

これに対し日本では、儒教は分権的で競争的な体制を正当化するイデオロギーに変形された。武家政権へ移行する過程で、日本人は孝と忠のジレンマを比較的容易に解決した。科挙を導入しなかったため権力は家柄に付随し、孝の対象は父系血族でなく非親族を含み得るイエに対するものに拡大され、忠と一致した。イエの間で競争があるため、効率・効用といった価値が重視された(パイ 1985=1995, p. 134)。

明治以降の近代化過程でも、分権的な体制下で競争原理と多様性が育まれていたことが近代化に有利に作用したとされる。工商を土農の下に置いて賤しむ傾向は朝鮮で特に強く、農民の商行為を厳しく取り締まった。これに対し、日本の土農工商はタテマエに過ぎなかった(金日坤 1992, pp. 96-97)。中国・朝鮮の文治主義が肉体労働の忌避を生んだのに対し、日本の武家支配は額に汗して働くことをよしとする現場優先主義を生んだ。中国・朝鮮は儒教的家族主義が社会全体に浸透していたため忠誠の対象は父系血縁集団である宗族だったが、日本の武士にあっては藩が忠誠の対象で、現代では企業がそれに代わったとされる。このため人治主義でネポティズムがはびこった中国・朝鮮に比べ、日本は法治主義が徹底し公私の区別が早くから確立していた(森谷 1980, pp. 24-28)。

19世紀のアジア的停滞の中で日本だけが近代化に目覚ましい成功をおさめたことから、日本を儒教文明圏(中華文明圏)から独立した独自の文明圏と見るのが西洋の学界でも主流のようである。これに対し、朝鮮やベトナムは儒教文明圏に含めるのが普通である(ハンチントン 1996=1998, p. 59)。また日本・中国・朝鮮・ベトナムを同時に扱う場合でも、日本と中国が両極をなし、その中間に朝鮮とベトナムが位置づけられるという見方が多い(パイ 1985=1995, pp. 131-138)。

2. 経済発展と儒教

1980年代までに東アジアの四龍(韓国・台湾・香港・シンガポール)が目覚ましい経済的成功をおさめると、改めて儒教的価値の経済発展に対する役割を問い直す論説が活発になった。これはプロテスタンティズムの倫理が資本主義形成に果たした役割を分析したウェーバー(1905=1989)の伝統に則り、文化的パターンの経済活動に対する影響という古典的課題に挑戦したものといえる。しかしそれ以前には、儒教的価値はアジア的停滞の根源のひとつとして批判的な見解が支配的だった。したがって問題は、いかなる条件の変化が儒教的価値の経済抑制効果を抑え、経済促進効果を発動させたのかということになる。

実際に儒教は現世指向が強く、近代化に適合性がある。また中国は優れた歴史的伝統、均質な人口と価値観、現世指向を備え、近代国家形成の条件が整っていた。しかしイデオロギー的な理由で権力を実効的に行使できず、家族秩序の維持と社会的安定のために権力が用いられた。清国や後の中華民国政府は家族同様に安全・連続性・結束・連帯を保障することを目的とし、大同団結を政治的な目標とした。これらの政府は社会的秩序の維持を目的とし、模範的で温情的な秩序維持者として振る舞うことしか念頭になく、実質的な責任はとらなかった。統一を維持するためにあまりにも多くのエネルギーが費やされ、それ以外の課題を達成する余力がなかった。分裂に対する恐怖が強すぎ、国内での競争が抑圧されたことが、中国が近代化に失敗した理由とされる(パイ 1985=1995, pp. 139-147)。

文化大革命中の中国人による見解では、儒教は封建階級に属す文化であり、革命を「霸道」と貶め否定するものとして批判された。その後の批判では、まず儒教は農業社会の産物で時代遅れであり、また「待ち」の消極的文化であるという論点があった。また儒教が肉体労働を軽視し、工業生産の向上を阻害するとされた。また儒教が協調のみを重視し、自由競争を阻害するという見方もあった。さらに漢代の経学から清代の考証学まで、すべて創造性・自然探求・技術革新の精神を欠いていたと批判された。中国の敗北と半植民地化が儒教文化のせいだという根拠は、軍旅より礼楽を重視した孔子の言葉にある（論語衛靈公篇「俎豆の事は則ち嘗てこれを聞けり。軍旅の事は未だこれを学ばざるなり」）。また中庸にも軍事力より道義を重視する思想がある。こうしたことから、儒教の時代的役割は既に終わったものと主張された。さらに儒教が近代化を阻害するという論旨の中には、家父長制と小農経済が完全に時代遅れで、むしろ特権意識・等級観念・個人的独断・官僚主義を生み、伝統的人間関係を助長し、個性と独創を抑圧したというものもある(林 1997, pp. 186-189)。

金日坤(1992, pp. 114-115)によると儒教は農本主義に偏り、経済発展を図る論理を持たなかった。分業促進、生産拡大、流通改善、生活水準向上といった志向はなかった。所有の増大よりは欲望の抑制、利の追求よりは徳を重視した。前近代の儒教圏では倫理道徳があまりにも厳格に適用され、社会の多様性が欠如し硬直化していたため、経済的に停滞した。安定志向は鎖国をもたらす。忠孝一致の秩序は上下の位階秩序を固定し、男尊女卑を助長する。儒教には経済的合理性・効率性の追求という発想がなく、営利・自由を制限し、安定志向のため発展を阻害した。

このように秩序維持・安定志向、商工業の軽視、家父長制、農本主義といった儒教的諸要素は、日本以外の東アジア諸国の近代化を阻害した。東アジアの四龍（韓国・台湾・香港・シンガポール）のうち、韓国・台湾が第二次大戦後に経済的離陸に成功したことには、日本統治時代の遺産が大きな役割を果たした(エッカート 1991=2004)。日本統治下の韓国・台湾では、高等教育はともかく初等教育では民族差別はなかった。韓国では科挙の伝統がある上、政府の熱心な教育政策によって高等教育が大衆化した。台湾は海外留学組の祖国への献身により、国内の科学技術レベルが飛躍的に向上した。独立時のシンガポールの識字率は他の三龍より低かったが、リー・クアンユーのカリスマ的指導力によって教育改革に成功した(林 1997, pp. 195-198)。

日本と四龍では、発達した試験制度が近代化に大きな役割を果たした。公平な競争下で有能な人材が選抜されることで、国民全体が知識習得に努力するようになり、国民の知的水準が上がることによって、労働者の質も向上した。また伝統的な地縁・血縁による縁故採用を排除し、公正な競争を保証することで、有能な人材を育成できた。日本的経営の根幹は終身雇用制で、これは企業が運命共同体であるという意識を育てる。このため新入社員は研修を通じて滅私奉公精神をたたき込まれ、垂直的人間関係の中に組み込まれる。「先公後私」「滅私奉公」といった集団主義文化によって、国民のコンセンサスが素早く形成される。このような日本式経営のノウハウが四龍に伝播し、高度成長の原動力となった。(金日坤 1992, p. 59; 林 1997, p. 202)

3. 孝の論理

このように儒教的価値は初期には近代化を阻害したが、そうした逆機能的価値が次第に克服されるにつれて、教育熱や集団主義といった別の儒教的価値が経済発展に肯定的な影響を及ぼすようになった。しかし経済発展を契機に、儒教の影響がすべて刷新されるということではない。強い家族主義に伴うネポティズムや、肉体労働の忌避に伴う職業差別といった問題は、完全に克服されたと言えない。特に儒教的価値の中心をなす「孝」の影響は、良かれ悪しかれいまだに日本人と中国人・韓国人の差異を際立たせているように思われる。

儒教の礼教性と宗教性は、孝によって結ばれている。孝は祖先礼拝、子の親への愛、子孫一族の繁栄を合わせていう多義的概念である。儒教の深層には死者との対話を可能にする宗教性があり、孝は「生命の連続の自覚」に基づく宗教的意識である。この孝の上に家族道徳が築かれ、その上に様々な社会的道徳が作られた。儒教の孝すなわち「生命の連続の自覚」は、中国人において血の連続、血の鎖、血の尊重として微動だにしていない。家族主義は健在で、現在でも西欧的個人主義に対抗し続けている(加地 1997)。

朝鮮では家長権の委譲は親の生存中に行われたが、隠居制のような全権委譲でなく、漸次的に進行した。家長の義務は家の繁栄ではなく、老親を日常的労働から解放することだった。親は死ぬまで権威を維持するが、日常的な業務は徐々に息子夫婦が担うようになった。祭祀で最も重要なものは父母の命日に行う「忌祭」で、父の命日には母も、母の命日には父も合祀した。祭祀権は宗孫と呼ばれる長男に引き継がれて行った(朴在圭 2008, p. 126)。儒教では葬礼は孝心の見せどころで、厳格な手続きが遵守された。冠婚葬祭儀礼にあまりにも労力と費用をかけ過ぎたことも、経済発展の障害になった(金日坤 1992, pp. 171-172)。

根強く残る孝の価値は、政府の高齢者対策にも影響を与えている。中国の老人権益保障法(1996)は全社会が敬老・養老の宣伝教育活動を展開し、道徳教育を進めるとしているが、扶養主体は「主として家庭による」としている。扶養には精神的な慰藉義務を含み、儒教的「孝」の精神が現れている。贍養者が義務を果たさない場合、老人は支払請求権がある(湯山 2006, p. 247)。

韓国政府は伝統文化の保守、つまり若者に伝統的孝規範を維持させることで老人問題を解決しようとして来た。こうした孝は当場の老人達の日常生活を保護する一方、老人問題の根本的性格の理解と対応策の捻出を遅滞させる副作用がある。老人の稀少性により成立していた伝統社会の老人の役割を期待しながら、急速に延長拡大する老年期に直面し役割を見いだせなくなることが、重大な逆機能をもたらす。圧縮的近代化は、直ちに圧縮的世代差異を将来する。韓国社会は年齢による支配服従関係を社会組織の原理とし、混乱期にはそれが強化される。韓国社会の秩序の多くは、家族主義を前提とする。圧縮的近代化への韓国人の対処は、家族主義を通じてのものだった。特に親への孝は、ほとんど宗教的影響力を持つ規範として存続している(張慶燮 2001)。

日本の儒教受容は「忠」を「孝」の上に置くかなり変形されたものだったが、さらに「孝」が「恩」に条件付けられるという儒教の原型にはない特徴を持つ。これは封建的主従関係が家族関係に適用されたもので、中国等では逆に家族関係があらゆる社会関係を規定した

のとは際立った差異がある。古典儒教では「孝」は子の絶対的で単純無条件的な義務で、親による慈愛とは無関係とされた。孝は天地そのものの理法で自然の性であるゆえに行うのであり、親の恩に報いるためのものではない。これに対し日本では、親の恩は無限に深くいくら返しても返し切れないとされたが、孝はあくまで恩を返すために行うものとされた(川島 1957, pp. 102-110)。

4. ジェンダーと儒教

親子関係における孝の強調と並んで儒教的家族価値の中心をなすのが、厳格な男女隔離または男尊女卑である。『詩経』小雅には、次のような詩がある。

乃生男子	かくて男の子の生まれなば、
載寢之牀	牀にねせ、
載衣之裳	晴衣着せ、
載弄之璋	璋を手に弄ばせむ。
其泣嗶嗶	その泣く声もわわとして、
朱芾斯皇	やがては朱[卍市]煌かに、
室家君王	室家のあるじ国の君主。

乃生女子	もし女の子の生まれなば、
載寢之地	地にねせて、
載衣之裼	裼着せ、
載弄之瓦	紡[土専]を手に弄ばせむ。
無非無儀	よくもなくあしくもなく、
唯酒食是議	ただ酒食のしわざ議りて、
無父母詒罹	父母に憂いのこさじ。

『朱子家礼』に従えば、6歳で男児は文字、女児は家事を学ばせる。7歳で男女の同席・共食を禁じる。8歳で男児は書経を学ばせ、女児は中門から外に出さないようにする。9歳で男児は歴史を、女児は論語・孝経・列女伝・女誠を学ばせる。10歳で男児は家を出て外の教師に就き、女児は家事と作法を学ぶ。

こうした儒教的理念に従って女性を公的な場から隔離した中国・朝鮮に比べると、近代化直前の日本女性の地位は比較的高かったようである。これは幕末に日本を訪れた西洋人の記録でも裏づけられる。

日本は一夫一婦制である。また中国のように夫人を家に閉じ込めておくようなことはなく、男性と同席したり自由に外出することができるので、路上や家のなかでこの国の女性を観察することは、私にとって難しいことではなかった。(ツェンペリー 1778=1994, p. 82)

日本の社会には、他の東洋諸国民に勝る日本人民の美点を明かに示している一特質がある。それは女が伴侶と認められていて、単なる奴隷として待遇されていないことである。女の地位が、キリスト教法規の影響下にある諸國に於けると同様な高さではないことは確かだが、日本の母、妻及び娘は、支那の女のように家畜でも家内奴隷でもなく、トルコの妾房に於ける女のように浮氣な淫樂のために買入れられるものでもない。(ペルリ 1856=1948, 4 卷, pp. 16-17)

日本では婦人は、他の東洋諸国と違って、一般に非常に丁寧に扱われ、女性の当然受くべき名誉を与えられている。(カッテンディーケ 1860=1964, p. 47)

しかし、アジア的生活の研究者は、日本に来ると、他の国と比べて日本の女性の地位に大いに満足する。ここでは女性が東洋の他の国で観察される地位よりもずっと尊敬と思いやりで遇せられているのがわかる。(グリフィス 1876=1984, pp. 264-265)

5. 東アジアの比較家族史

中国では家族は父系血縁集団である宗族に包含される。宗族の原理は同姓不婚と異姓不養で、前者は血縁集団内での結婚を禁忌すること、後者は血縁集団内からしか養子を取らないことである。男女とも父の姓を継ぎ、結婚後も姓を変えることはない。したがって父の血族は同じ宗族の成員だが、母や妻の血族は異なる宗族に属す。特に祭祀権の継承は重要な宗教的意味を持ち、鬼神は直系卑属の男子でなければ祀りを受けないとされた。このため養子は兄弟や従兄弟の息子を取るのが原則で、宗族の系譜における世代関係の遵守が重視された(官文娜 2009, pp. 143-144)。

中国では、男子間の均分相続と輪往による老親扶養が伝統的慣行だった。息子とその妻子から成る核家族またはその居室を「房」といい、土地は原則として房の間で均分相続された。娘は父親の家族内で房を形成できないので、したがって相続権がなかった。未婚で死んだ娘が祭祀を受けるには、冥婚によるしかなかった(首藤 2005, pp. 100-101)。

李氏朝鮮が朱子学の礼を強制する過程で、同姓不婚・異姓不養の原理も両班層を中心に普及して行った。朝鮮後期の両班家では、嫡室から生まれた長男しか継承できなかった。性理的には嫡長子でなければ正統でないとされ、次三男や庶子がいくらいでも継承資格がなかった。嫡長子が死んでも次三男に継承権がないため、養子によって嫡長子を作る必要があった。その場合、死亡した嫡長子の次の世代の者を嫡長子の養子とすることが正統な継承法とされた(殷棋洙 2009)。

近代化直前の 19 世紀の朝鮮家族は、長男が親を扶養し、祭祀権を継承し、次三男より多く相続する直系家族だった(佐藤 2004)。このようなパターンが確立したのは 18 世紀後半のことで、それ以前には末男子が残って老親を扶養するパターンが多かった(嶋 2004, p. 82)。さらに 17 世紀以前には、男女均分相続や妻方居住制も見られた(宮嶋 1995; 仲川 2007, p. 82)。18 世紀後半に性理的秩序が確立して以後、祭祀継承者たる長孫は必ず長男でなければならぬとされたが、財産相続は長男を優待しながらも単独相続ではなかつ

た。また長男優待分は長男個人の財産とみなされ、日本のような家産という概念はなかった(朴在圭 2008, pp.121-122)。

日本では同姓不婚・異姓不養の原理は導入されず、近代直前の家族パターンは中国・朝鮮と非常に異なっていた。日本では内婚性向が強く、養子を取る際に世代を考慮せず、12世紀以降は非血縁の異姓養子を取る例も増えた(官文娜 2009, p. 144)。鎌倉武士の惣領制は南北朝以降に長子単独相続に移行し、この過程で女性の権利が著しく縮小したとされる。庶民層で家業・家産の維持、単独相続、直系家族世帯といった特徴が出揃うのははるかに遅く、江戸時代後期とされる(Mosk 1995; 平井 2008)。

中国・朝鮮の父系血縁集団である宗族に対比されるものとして、日本の同族がある。同族は本家・分家関係にもとづく家の連合で、経済的な庇護・奉仕の上下関係を持ち、近居して日常的接触を維持する地縁集団である(柿崎 2008a, p. 34)。中根(1970, p. 429)は、日本の同族は中国・朝鮮の宗族のような父系血縁親族集団ではないと断言し、養子に行った息子や婚出した娘は出自集団から離れること、同族の構成単位は家で、個人は家を通じて同族に所属することなど、宗族との違いを強調した。江守(1990, pp. 210-219)はこれに反対し、宗族でも嫁は実質的な成員とみなされ、非血縁者の入養があっても日本の家族パターンが父系制で、日本の同族を父系血縁集団とみなすべきと主張した。しかし同姓不婚・異姓不養の原理を欠く日本の同族は、やはり宗族との異質性の方が目立つ。また地縁性が強く離村すると次世代には関係が途絶える点、輩行字や族譜がなく自分が何代目か知らない当主が大半である点、離村者の系譜的關係を確認できないため宗親会のような組織が形成されない点なども、同族を中国・朝鮮的な宗族から区分する特徴である(柿崎 2008, p. 317)。

表 1. 近代化直前の家族パターン

	中国	朝鮮	日本
イデオロギー	孝重視	孝重視	忠重視
女性の地位	厳格な隔離	厳格な隔離	比較的平等
親族集団	父系制	父系制	双系制または 弱い父系制
婚姻	同姓不婚	同姓不婚	内婚
養子縁組	異姓不養	異姓不養	非血縁可
	世代重視	世代重視	世帯無視
相続	男子均分	長男優待	単独
世帯構造	合同家族または 親の輪住	直系家族	直系家族

以上をまとめると、中国・朝鮮・日本の近代化直前の家族パターンは表 1 のように要約できる。日本は同姓不婚・異姓不養の原理を欠き、中国・朝鮮の宗族とは明らかに異なる家族パターンを持つ。父方・母方いずれの親族集団にもメンバーシップを持つ双系制ともみなし得るが、仮に江守に従って一種の父系制であるとしても、宗族とは非常に異なる弱い父系制と見るべきだろう。トッド(2001)の分類では、中国は外婚制共同体家族、朝鮮と

日本は直系家族に分類される。相続と世帯構成に注目すれば、朝鮮は中国よりむしろ日本のパターンに近い。ただし複数の息子が結婚後も親と同居する大家族は、中国でも実際には多くなかったと想像される。老親が息子の世帯を輪往して扶養される習慣は、大家族の集住が難しかったことによるものだろう。その場合、世帯構造としては日本・朝鮮の直系家族に近かったと考えられる。

相続に関してはトッドの分類のように中国が朝鮮・日本と異なると見ることができ、全体としては儒教家族としての中国・朝鮮と、封建家族としての日本との対比が目立つ。出生性比の歪みや出生力水準を見ても、韓国・台湾は明らかに特異なパターンを示している。これに対し日本は、出生性比の歪みが見られない点と出生力水準において、同じ東アジアの韓国・台湾よりはむしろ南ヨーロッパに近い。このように儒教家族を、ヨーロッパや日本を含む封建家族から区別する枠組が有効であると思われる。

6. 家族変動

6-1. 出生力

1960年には日本以外の東アジア諸国は高い出生率と高い人口増加率を維持しており、食糧問題と雇用問題が緊急事だった。しかし東アジアでは食糧増加率は人口増加率を上回り、労働集約的な産業化の進展は労働力を効果的に吸収した。このことは、正しい条件と正しい政策が揃えば、人口増加など恐れるに足らないことを示している(Mason 2001, pp. 27-30)。各国政府は強力な家族計画プログラムに乗り出し、人口抑制を優先するあまり人権が軽視される問題はあったが、1980年代半ばまでには出生力を置換水準まで下げること成功した。置換水準の達成は、シンガポールが1975年、韓国と台湾が1984年である(Jones, et al. 2009)。日本は1956年に一時置換水準を下回ったが、その後置換水準付近で上下動し、最後に置換水準を下回ったのは1974年である。

図1. 合計出生率

